

個人情報保護委員会 2023 年 12 月 20 日公開ヒアリングでの発表に関する補足

在日米国商工会議所

実用的なユースケースの具体例の一例として以下の通りご連絡いたします。

個人情報保護法第 18 条第 3 項第 3 号又は第 27 条第 1 項第 3 号は、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるときに、あらかじめ本人同意を得て行うべき利用目的の達成に必要な範囲を超えた利用又は第三者提供の原則に対する例外を規定し、その具体例を説明するためにいくつかの QA が設けられています（QA2-14, 2-15, 7-25 等）。

これらの QA は大変有益なものですが、元々の法律上の規定が例外を設けるものであることに鑑み、医療機関において例外規定の要件を充足する方向での検討に躊躇されるケースが見受けられます。

このような状況を考慮し、QA の書きぶりについて、例えば QA2-14 及び QA2-15 の「なお書き」において、「できません」との否定形によって記載するのではなく、「当該製薬企業においては、．．．．．当該研究のためという新たな利用目的を定めて、その達成に必要な範囲内で当該データを取り扱うものとします。」又は「当該医療機関等においては、．．．．．当該研究のためという新たな利用目的を定めて、その達成に必要な範囲内で当該データを取り扱うものとします。」と利用可能な要件としての形式で記載すること(QA7-25 のなお書きにおいても同様)が有効と考えます。

また、QA7-25 の「具体的には、利用目的の達成には不要と考えられる．．．「等」の情報は削除又は置換した上で」の部分についても、情報提供が認められる外延が分かるガイダンスとして示していただき、医療機関が判断しやすいものとしていただくことが有効と考えます。